

## 巻頭言

### 看護職の役割拡大と新生児看護

広島大学 横尾京子

本年8月28日に、日本学会議健康・生活科学委員会看護分科会から、「看護職の役割拡大が安全と安心の医療を支える」という提言が出された。この提言の背景には、「医師の偏在や不足をはじめとして、質を担保する経済的問題、医療に対する社会の認識の問題などの複雑な要因が絡み、我が国の医療は危機に直面している。」「医療はチームで行われるが、医師法や保健師助産師看護師法等によって医師の権限が極めて大きく定められている。したがって、今の医療危機や健康格差を緩和するには看護師等の裁量の幅と医師との連携・協働のし方を見直す必要がある。」等の現状認識がある。

分科会は、我が国の医療社会の問題をこのように捉え、看護師等の役割拡大が社会のニーズにどのように貢献できるか、また、看護師等の役割拡大の内容と、制度の変更を含む対策について学術的で中立的な見地から意見をまとめている。

看護師等の役割拡大については2つの側面から提言されており、1つは「現行制度下での看護の役割明確化」ということである。「保健師助産師看護師法にある“療養上の世話”については、看護師独自の機能であり、医師の指示は必要としないにもかかわらず、実際は療養上の世話に関わる判断を医師に求めて看護が行われているところがある。このような事態に対して、看護師は、行われている治療や治療方針・患者の身体・心理・生活状況を踏まえた上で、患者の安静度を決め、適切な食事の内容や摂取の仕方、入浴など身体の適切な清潔保持方法など、療養生活に関わることを判断し、看護師自らの責任のもとに積極的に対応すべきである。」と、療養上の世話の範疇における看護師の判断と責任について指摘している。

NICUでは救命や治療が優先されるためなのか、“療養上の世話”が“診療補助”と一体化してしまい、どのようなことでも医師の指示が必要という状況がある。例えば、コット移床、breast feeding 開始に医師の指示が必要とされる。新生児の側にある看護師として、最新の科学的データに基づき適切な療養上の世話に関する判断を個別的にするという責任をとるといふ、看護師自らの構えが必要ではないだろうか。

もう1つの側面は、現行制度を超えた役割拡大に関することである。「入退院における看護師等の役割拡大」においては、「看護管理や療養生活支援を担う看護師等は、……（中略）、患者の最も身近にあってその療養生活を把握しているため、療養上の観点から患者の入退院についての適切な時期を判断することができる。看護師等が医師の意見を聞きながら入退院の指示（決定、実施）を行うことができるようにするべきである」とある。また、「在宅医療における看護師等の役割拡大」では、「現在医師しか書くことが認められていない訪問看護の指示書については、……（中略）、訪問看護の必要性の判断は、医師、看護師等どちらからも行うことができ、その必要性があれば、どちらからでも指示書を発行できるようにするべきである」とある。NICUに入院した新生児が、適切な時期に家庭に帰り、継続的なケアをうけられるようにするためにも、医師と役割を協業するという前提で、この2つの役割拡大について検討してもよいのではないだろうか。

1948年に制定された保健師助産師看護師法の枠組で規定される看護師等の役割について、今日改めて、日本学会議健康・生活科学委員会看護分科会による提言から検討してもよいのではないかと考える。